

加古川市保育士等就労支援一時金交付要綱

令和6年11月20日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等において保育人材の確保及び定着を図るため、雇用する保育士等に特別給付を支給する事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対して、予算の範囲において加古川市保育士等就労支援一時金（以下「一時金」という。）を交付することに関し、加古川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和47年条例第12号）及び加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 次のアからウまでに掲げる施設のうち市内に所在するものをいう。
ただし、市が設置する施設等を除く。
- ア 児童福祉法（昭和22年法律第 164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）
イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）
ウ 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等の事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）

- (2) 新卒保育士等 次のア～エに掲げるいずれの施設においても保育士、保育教諭又は幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）として勤務（第5号アに係る勤務に限る。次号から第5号までにおいて同じ。）した経験がない者であって、保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭免許」という。）を取得してから1年末満の間に保育士等として事業者に雇用されたものをいう。

- ア 法第39条第1項に規定する保育所
 - イ 認定こども園
 - ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
 - エ 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等の事業所
- (3) 潜在保育士等 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者のうち、次のいずれかに該当する者であって、保育士等として事業者に雇用されたものをいう。
- ア 前号に掲げるいずれの施設においても保育士等として勤務した経験がない者（新卒保育士等を除く。）
 - イ 前号に掲げるいずれかの施設において保育士等として勤務した経験がある者であって、当該施設等を離職した後6箇月を経過している者
- (4) 勤続保育士等 保育士等として事業者に雇用されている者であって、保育士等として勤務した期間（同一の事業者により継続して雇用された期間に限り、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業その他の休業をした期間及び欠勤等により給与が支払われない期間を除く。以下同じ。）が1年から5年を経過したものという。
- (5) 補助対象保育士等 平成30年4月1日以後に新卒保育士等若しくは潜在保育士等となり、その日から保育所等に勤務するもの又は勤続保育士等となり、かつ、平成30年4月1日以後に保育所等に勤務した期間が1年から5年を経過したものであって、次のいずれにも該当するもの（保育所等の長並びに副園長及び教頭を除く。）をいう。
- ア 事業者との雇用契約において、その労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1箇月につき20日以上と定められていること（1週間につき5日以上勤務していると判断できる場合を含む。）。
 - イ 同一の種類の一時金の交付を受けていないこと。
 - ウ 当該保育所等において継続して勤務する意思があること。
 - エ 勤続保育士等にあっては、保育士等として勤務した期間が5年を経過する日が平成30年4月1日以後であること。
- (一時金の種類等)

第3条 一時金の種類、範囲及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(一時金の支給要件)

第4条 一時金は、一時金の種類に応じ、補助対象保育士等が次の各号に定める期間を保育所等で勤務した場合に支給するものとする。

(1) 保育士等新規採用時一時金 6箇月（当該保育所等で継続して勤務した場合に限る。）

(2) 保育士等1年勤続時一時金 1年

(3) 保育士等2年勤続時一時金 2年

(4) 保育士等3年勤続時一時金 3年

(5) 保育士等4年勤続時一時金 4年

(6) 保育士等5年勤続時一時金 5年

(一時金の交付の申請に係る添付書類)

第5条 規則第5条第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則第6条に規定する決定を受けている者が引き続き同決定を受けようとする場合において、第3号の書類に記載のある資格の内容又は第4号に掲げる書類に記載のある経歴の内容に変更が無いときは、第3号又は第4号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 補助対象保育士等一覧表兼事業計画書

(2) 補助対象保育士等の雇用証明書

(3) 補助対象保育士等の保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し

(4) 補助対象保育士等の履歴書の写し

(5) 在職証明書（潜在保育士等のうち、他の事業者での勤務歴がある場合に限る。）

(一時金の交付の条件)

第6条 規則第8条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象保育士等となった日の属する年度の翌年度の末日までの間、当該補助対象保育士等の当該保育所等における雇用を継続すること。ただし、補助対象事業者の責めに帰すべき事由以外の事由によって雇用の継続ができないときは、この限りでない。

(2) その他市長が一時金の交付の目的を達成するため必要があると認めるもの
(一時金の実績報告に係る添付書類)

第7条 規則第14条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実績報告一覧表
- (2) 補助対象保育士等への特別給付の支給が確認できる資料
- (3) 補助対象保育士等の特別給付受領証明書
(補助金の額の確定)

第8条 規則第15条の規定により確定した補助金の額が規則第7条により通知した額（規則第13条第1項の規定により補助事業変更届を提出し、その承認を受けたときは、当該承認を受けた額）と同額であったときは、補助金等確定通知書による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助対象事業者に交付するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助金の確定前であっても補助対象事業者から提出される加古川市保育士等就労支援一時金概算請求書（様式第10号）により概算払いすることができる。

(様式の特例)

第10条 この要綱の規定による一時金の交付に係る申請書その他書類の様式は、次の表の左欄に掲げる規則の様式にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

補助金等交付申請書（様式第1号）	加古川市保育士等就労支援一時金交付申請書（様式第1号）
補助金等／交付／不交付／決定書（様式第2号）	加古川市保育士等就労支援一時金交付（不交付）決定書（様式第2号）
補助事業変更申請書（様式第3号）	加古川市保育士等就労支援一時金変更申請書（様式第3号）
補助事業／中止／廃止／申請書（様式第4号）	加古川市保育士等就労支援一時金中止（廃止）申請書（様式第4号）

補助事業変更／承認／不承認／通知書（様式第4号の2）	加古川市保育士等就労支援一時金変更承認（不承認）通知書（様式第4号の2）
補助事業／中止／廃止／承認／不承認／通知書（様式第4号の3）	加古川市保育士等就労支援一時金中止（廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号の3）
補助事業実績報告書（様式第5号）	加古川市保育士等就労支援一時金実績報告書（様式第5号）
補助金等確定通知書（様式第6号）	加古川市保育士等就労支援一時金確定通知書（様式第6号）
補助金等請求書（様式第7号）	加古川市保育士等就労支援一時金請求書（様式第7号）
補助金等交付決定取消通知書（様式第8号）	加古川市保育士等就労支援一時金交付決定取消通知書（様式第8号）
補助金等返還命令書（様式第9号）	加古川市保育士等就労支援一時金返還命令書（様式第9号）

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、一時金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年11月20日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた規則第5条に規定する申請に係る一時金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

一時金の種類	性質	事業費補助
	目的	保育所等において保育人材の確保及び定着を図るため、補助対象事業者に対して、その経費の一部を補助する。
	種類	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等新規採用時一時金 ・保育士等1年勤続時一時金 ・保育士等2年勤続時一時金 ・保育士等3年勤続時一時金 ・保育士等4年勤続時一時金 ・保育士等5年勤続時一時金
一時金の範囲	対象となる者	<p>次に掲げる要件の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等を経営している者 ・補助対象保育士等を雇用している者 ・補助対象保育士等に対し特別給付を支給した者
	対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業者から補助対象保育士等に支給された特別給付であって、支給要件を満たした日の属する月から6箇月を経過した月の末日までに交付を申請する年度において支払われたもの
一時金の補助率	補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費10分の10以内
	一時金の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等新規採用時一時金 1人につき 300,000円 ・保育士等1年勤続時一時金 1人につき 200,000円 ・保育士等2年勤続時一時金 1人につき 200,000円 ・保育士等3年勤続時一時金 1人につき 200,000円

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等 4 年勤続時一時金 1 人につき 200,000円 ・保育士等 5 年勤続時一時金 1 人につき 300,000円
一時金の算定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ・特別給付の支給を受けた補助対象保育士等について、当該支給を受けた年度において、補助対象事業者による給与等の減額措置を受けている場合は、当該減額措置相当分を一時金の交付額から控除するものとする。

様式第1号（第10条関係）

加古川市保育士等就労支援一時金交付申請書

年　月　日

加古川市長　　様

補助申請者

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

一時金の交付を受けたいので、加古川市補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	加古川市保育士等就労支援事業
補助事業の内容	
一 時 金 の 交 付 申 請 額	円
補助事業の着手 及び完了年月日	年　月　日から　　年　月　日まで
そ の 他	補助対象保育士等全員について、当該保育所等における継続勤務の意思を確認した（ <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ）
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">1 補助対象保育士等一覧表兼事業計画書2 収支予算書3 補助対象保育士等の雇用証明書4 補助対象保育士等の保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し5 補助対象保育士等の履歴書の写し6 在職証明書（他の事業者での勤務歴がある場合に限る。）

様式第2号（第10条関係）

加古川市保育士等就労支援一時金交付（不交付）決定書

第 号
年 月 日

様

加古川市長

印

一時金の交付について次のとおり決定しましたので、加古川市補助金等交付規則第7条の規定により、通知します。

補 助 年 度	年度	
交付申請年月日	年 月 日	
補助事業の名称	加古川市保育士等就労支援事業	
交 付 の 可 否	交付	不交付
不交付の理由		
一 時 金 交 付 決 定 額	円	
一 時 金 の 交 付 条 件	補助対象保育士等となった日の属する年度の翌年度の末日までの間雇用を継続すること。	
交付申請書の 取下申出期間	年 月 日まで	

様式第3号（第10条関係）

加古川市保育士等就労支援一時金変更申請書

年　月　日

加古川市長　　様

補助対象事業者

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

補助事業の内容を変更したいので、加古川市補助金等交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度			
補助事業の名称	加古川市保育士等就労支援事業			
交付決定年月日 及 び 番 号	年　月　日　　第　　号			
変 更 理 由				
変 更 内 容				
一 時 金 の 額	変更後の額	円	変更前の額	円
	差引増減額	円		
そ の 他				

様式第4号（第10条関係）

加古川市保育士等就労支援一時金中止（廃止）申請書

年　月　日

加古川市長　　様

補助対象事業者

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

補助事業を　　したいので、加古川市補助金等交付規則第13条第2項の規定により、
次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	加古川市保育士等就労支援事業
交付決定年月日 及 び 番 号	年　月　日　　第　　号
一 時 金 交 付 決 定 額	円 (うち交付済額　　円)
中 止 (廃 止) の 理 由	
そ の 他	

様式第4号の2（第10条関係）

加古川市保育士等就労支援一時金変更承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長

印

補助事業の内容の変更を したので、加古川市補助金等交付規則第13条第3項の規定により、次のとおり通知します。

補 助 年 度	年度		
補助事業の名称	加古川市保育士等就労支援事業		
交付決定年月日 及 び 番 号	年	月	日 第 号
一 時 金 の 額	変更後の額 円 変更前の額 円 差引増減額 円 (うち交付済額 円)		
そ の 他			

様式第4号の3（第10条関係）

加古川市保育士等就労支援一時金中止（廃止）承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長

印

補助事業の内容の を したので、加古川市補助金等交付規則第13条第3項の規定により、次のとおり通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	加古川市保育士等就労支援事業
交付決定年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
一 時 金 交 付 決 定 額	円 (うち交付済額 円)
中止（廃止） の 理 由	
そ の 他	

様式第5号（第10条関係）

加古川市保育士等就労支援一時金実績報告書

年　月　日

加古川市長

様

補助対象事業者

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

加古川市補助金等交付規則第14条の規定により、補助事業の実績を次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	加古川市保育士等就労支援事業
交付決定年月日 及 び 番 号	年　月　日　　第　　号
一 時 金 交 付 決 定 額	円 (うち交付済額　　円)
一時金精算額	円
補 助 事 業 の 実 績 内 容	
添 付 書 類	1 実績報告一覧表 2 収支決算書 3 補助対象保育士等への特別給付の支給が確認できる資料 4 補助対象保育士等の特別給付受領証明書

様式第6号（第10条関係）

加古川市保育士等就労支援一時金確定通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長

印

一時金の額を確定したので、加古川市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	加古川市保育士等就労支援事業
交付決定年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
一 時 金 交 付 決 定 額	円 (うち交付済額 円)
一 時 金 確 定 額	円
そ の 他	

様式第7号（第10条関係）

加古川市保育士等就労支援一時金請求書

年　月　日

加古川市長　　様

補助対象事業者

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

一時金の交付を受けたいので、加古川市補助金等交付規則第17条の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	加古川市保育士等就労支援事業
確定通知年月日 及 び 番 号	年　月　日　　第　　号
一 時 金 交 付 済 額	円
一 時 金 請 求 額	円
添 付 書 類	1 一時金交付決定書の写し 2 一時金確定通知書の写し 3 その他

様式第8号（第10条関係）

加古川市保育士等就労支援一時金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長

印

一時金の交付の決定を取り消したので、加古川市補助金等交付規則第19条の規定により、次のとおり通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	加古川市保育士等就労支援事業
交付決定年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
一 時 金 交 付 決 定 額	円 (うち交付済額 円)
一 時 金 取 消 決 定 額	円
取 消 し の 理 由	
そ の 他	

様式第9号（第10条関係）

加古川市保育士等就労支援一時金返還命令書

第 号
年 月 日

様

加古川市長

印

加古川市補助金等交付規則第20条の規定により、次のとおり一時金の返還を命ずる。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	加古川市保育士等就労支援事業
交付決定年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
一 時 金 交 付 決 定 額	円 (うち交付済額 円)
一 時 金 返 還 決 定 額	円
返還を命ずる 理 由	
返 還 期 限	年 月 日
返 還 方 法	

様式第10号（第9条関係）

加古川市保育士等就労支援一時金概算請求書

年　月　日

加古川市長　　様

補助対象事業者

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

一時金の交付を受けたいので、加古川市保育士等就労支援一時金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	加古川市保育士等就労支援事業
決定通知年月日 及 び 番 号	年　月　日　　第　　号
一 時 金 交 付 済 額	円
一 時 金 請 求 額	円
添 付 書 類	1 一時金交付決定書の写し 2 その他